

# 伊 勢 市 公 報

第 10 号  
平成 18 年 4 月 5 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	4
伊勢市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例	6
伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	8
伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	10
伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例	12
伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部を改正する条例	14
伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	16
伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	18
伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例	23
伊勢市国民保護協議会条例	26
伊勢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	28
伊勢市消防団条例の一部を改正する条例	31
伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例	33
重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	39
伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	43
伊勢市神社海の駅条例	45
伊勢市児童館条例の一部を改正する条例	51
伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例	55
伊勢市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	59
伊勢市中心身障害者授産施設条例の一部を改正する条例	62
伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	66
伊勢市中村会館条例	72
伊勢市朝熊ふれあい会館条例	78
伊勢市平家の里利用施設条例	84
伊勢市二見健康管理増進センター条例	92
伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例	97
賓日館条例	103
サンライフ伊勢条例の一部を改正する条例	110
伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例	114
伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例	121
伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例	125
伊勢河崎商人館条例の一部を改正する条例	132
伊勢市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例	137

伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部を改正する条例	139
伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	141
伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	143
伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	147
伊勢市市税条例の一部を改正する条例	149
伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	164
<b>規 則</b>	
伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	170
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び伊勢市消防団員等 公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	177
伊勢市社会福祉事務委任規則の一部を改正する規則	179
伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則	181
伊勢市児童福祉法に基づく居宅生活支援費の支給等に関する規則を廃止する規則	184
伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則	186
伊勢市認知症対応型共同生活介護事業規則の一部を改正する規則	188
伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則の一部を改正する規則	192
伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	194
伊勢市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則を廃止する規則	199
伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	201
伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	206
伊勢市障害者自立支援法施行細則	221
伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会規則	249
伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関 する規則	252
伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則	261
伊勢市神社海の駅条例施行規則	267
伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	278
<b>教育委員会規則</b>	
伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	280
<b>訓 令</b>	
伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程	282
<b>告 示</b>	
伊勢市岡本町財産区議会の招集について	285
伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	286
認可地縁団体の告示事項の変更について	287
地縁による団体の認可について	288
道路の区域変更について	290
平成 18 年度分固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	291
平成 18 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	292
<b>上下水道事業告示</b>	
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	293
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	294
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	295

伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	296
伊勢市指定給水装置工事事業者の廃止について	297
水道料金等の徴収に関する事務の一部の委託について	298
<b>公 告</b>	
都市公園の供用開始について	299
都市公園の供用開始について	301
農用地利用集積計画の作成について	302
<b>公 表</b>	
監査委員公表	307
<b>その他の事項</b>	
市議会定例会で審議された案件について	316

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び伊勢

市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び  
伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

( 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
改正 )

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ( 平成 17 年伊勢市条例第 30 号 ) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

( 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 )

第 2 条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例 ( 平成 17 年伊勢市条例第 209 号 ) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 ( 平成 17 年法律第 50 号。以下「法律」という。 ) の施行の日から施行する。

( 適用 )

2 この条例の公布の日が法律の施行の日以後であるときは、この条例による改正規定は、法律の施行の日から適用する。

伊勢市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例をここ

に公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 5 号

伊勢市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例  
伊勢市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年伊勢市条例  
第 40 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基



## 伊勢市条例第 6 号

### 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 70」を「100 分の 72.5」に、「100 分の 90」を「100 分の 92.5」に改め、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 45)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（特定幹部職員にあっては、100 分の 50）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 7 号

### 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(25) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

第 83 条の規定に該当する者

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）の施行の日から適用する。

伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 8 号

### 伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例

(委員の定数)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条の規定により設置する伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の定数は、10 人以内とする。

(委任)

第 2 条 法令及びこの条例で定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「36 の項」を「38 の項」に改める。

別表中 36 の項を 38 の項とし、33 の項から 35 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、32 の項の次に次のように加える。

33 障害者介護給付費等の支給に関する審査会 (会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員)	日額	23,600 円
34 障害者介護給付費等の支給に関する審査会 (委員)	日額	20,400 円

伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第9号

### 伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部を改正する条例

伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例(平成17年伊勢市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第3項」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)第5条第7項」に、「法第21条の11第2項」を「支援法第22条第1項」に改め、「居宅」を削り、同条第2号中「法第21条の25第1項」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6」に改める。

第8条第3号中「法第21条の14第1項」を「支援法第25条第1項」に改め、「居宅」を削る。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項の利用料の額は、当該保護者につき支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第1項の特定費用を加算した額とする。

第9条第3項及び第4項を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基



## 伊勢市条例第 10 号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例(平成 17 年伊勢市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 3 項中「附則第 35 条の 3 第 12 項」を「附則第 35 条の 3 第 11 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第11号

### 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例(平成17年伊勢市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「平成17年度」を「平成18年度から平成20年度までの各年度」に改め、同条第1号中「1万8,000円」を「2万4,000円」に改め、同条第2号中「2万7,000円」を「2万4,000円」に改め、同条第4号中「4万5,000円」を「4万8,000円」に改め、同条第5号中「5万4,000円」を「6万円」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 7万2,000円

第5条第3項中「又は第4号口」を「、第4号口又は第5号口」に改め、「(第1項に規定する者を除く。)」を削り、「第4号まで」を「第5号まで」に改める。

第14条第2項中「法第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加える。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の伊勢市介護保険条例第3条、第5条及び第14条の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### (平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれか

に該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度の保険料率は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 3 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第 3 条第 1 号に該当するもの 3 万 1,680 円
- (2) 第 3 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 2 号に該当するもの 3 万 1,680 円
- (3) 第 3 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 3 号に該当するもの 3 万 9,840 円
- (4) 第 3 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 6 条第 2 項の適用を受けるもの(以下この項において「第 2 項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 3 条第 1 号に該当するもの 3 万 6,000 円
- (5) 第 3 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 2 項経過措置対象者に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場

合、第3条第2号に該当するもの 3万6,000円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 4万3,680円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 5万1,840円

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 3万9,840円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 3万9,840円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 4万3,680円

(4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主

及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 4万8,000円

(5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 4万8,000円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 5万1,840円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 5万5,680円

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 12 号

### 伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員の災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の武力攻撃災害等派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (手当の額等)

第 2 条 災害派遣手当等は、派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在する期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在する期間は、派遣された職員が本市の区域に到着の日から出発の日の前日までの期間とする。

#### (支給方法)

第 3 条 災害派遣手当等の支給方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



別表（第2条関係）

施設の利用区分 滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業の施設以外の施設をいう。

伊勢市国民保護協議会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 13 号

### 伊勢市国民保護協議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、伊勢市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、40 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をここに公布す

る。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 14 号

### 伊勢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び第 183 条の規定に基づき、伊勢市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び伊勢市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (国民保護対策本部の組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

#### (国民保護対策本部の会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

( 現地対策本部 )

第5条 法第28条第8項に規定する現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び第2条第4項の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

( 補則 )

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が別に定める。

( 準用 )

第7条 第2条から前条までの規定は、伊勢市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 15 号

### 伊勢市消防団条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊勢市消防団条例(平成 17 年伊勢市条例第 208 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 摘要の欄中「12 月」を「3 月」に改める。

第 2 条 伊勢市消防団条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 金額の欄中「82,500 円」を「84,500 円」に、「69,000 円」を「71,000 円」に、「50,500 円」を「52,500 円」に、「45,500 円」を「47,500 円」に、「37,000 円」を「39,000 円」に、「36,000 円」を「38,000 円」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。  
ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例の第 1 条の規定による改正後の伊勢市消防団条例別表第 1 の規定により最初に支給される報酬の額は、第 2 条の規定による改正前の伊勢市消防団条例別表第 1 に規定する報酬の額に 12 で除して得て、3 を乗じて得た額とする。



伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 16 号

### 伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊勢市福祉健康センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ア中「身体障害者福祉法第 4 条の 2 第 7 項」を「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）附則第 8 条第 2 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号ア(ア)中「身体障害者福祉法第 4 条の 2 第 3 項」を「支援法附則第 8 条第 1 項第 6 号」に、「身体障害者福祉法第 17 条の 5 第 2 項の規定による居宅」を「支援法第 22 条第 1 項の規定による」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

(3) 支援法第 25 条第 1 項の規定による支給決定の取消しがあったとき。

第 14 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の利用料の額は、当該利用者につき市長が支援法第 29 条第 3 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第 1 項の特定費用を加算した額とする。

第 14 条第 4 項を削る。

第 2 条 伊勢市福祉健康センター条例の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 21 条とする。

第 18 条及び第 19 条を削る。

第 17 条第 2 項中「第 11 条」を「第 14 条」に改め、「市」の次に「又は指定管理者」を加え、同条を第 20 条とする。

第 16 条中「第 11 条」を「第 14 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 15 条を第 18 条とする。

第 14 条第 1 項中「第 6 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 17 条とする。

第 13 条を第 16 条とする。

第 12 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に、「第 9 条」を「第 12 条」に改め、同条第 2 項中「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 15 条とする。

第 11 条中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 14 条とする。

第 10 条中「別表」を「別表第 2」に、「市長」を「市長等」に改め、同条を第 13 条とする。

第 9 条中「市長」を「市長等」に、「第 5 条」を「第 8 条」に、「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条各号列記以外の部分中「第 5 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条を第 10 条とし、第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条第 2 項中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同条第 3 項中「市長は」を「市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）は」に、「市長が」を「市長等が」に、「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 8 条とし、第 4 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 5 条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。ただし、第 3 条第 3 号から第 6 号までに掲げる施設を除く。

（指定管理者が行う業務）

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条(第3号を除く。)に規定する事業を行うために必要な事業

(2) センターの使用の許可に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間及び休館日)

第7条 第3条に規定する施設の利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 別表第2に掲げる各室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

別表中「(第5条、第9条、第10条、第12条関係)」を「(第8条、第12条、第13条、第15条関係)」に改め、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を付する。

別表第 1 ( 第 7 条関係 )

利用時間及び休館日

施設の種類	利 用 時 間	休 館 日
伊勢市身体 障害者福祉 センター	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  ただし、専用して利用する	1 月曜日(月曜日が国民の 祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定す る休日である場合は除く。) 2 国民の祝日に関する法 律に規定する休日の翌日 3 1 月 1 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日 まで 4 その他市長が特に必要 と認める日
伊勢老人福 祉センター	場合は午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで	
伊勢市中央 児童センタ ー	午前 9 時から午後 5 時ま で	
伊勢市中央 保健センタ ー	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	1 日曜日及び土曜日 2 国民の祝日に関する法 律に規定する休日
伊勢市ひま わり授産所	午前 9 時から午後 4 時ま で	3 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日 まで
伊勢市休日・ 夜間応急診 療所	伊勢市休日・夜間応急診療 所条例(平成 17 年伊勢市 条例第 128 号)第 3 条第 1 項に規定する診療時間	なし

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市福祉健康センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 17 号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する  
条例

第 1 条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「以下「法」という」を「以下「身障法」という」に、「（法第 4 条の 2 第 3 項に規定する身体障害者デイサービスをいう。以下同じ。）に係る法第 17 条の 5 第 2 項の規定による居宅支援決定を受けたもの」を「（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）附則第 8 条第 1 項第 6 号に規定する身体障害者デイサービスをいう。以下同じ。）に係る支援法第 22 条第 1 項の規定による支給決定を受けたもの」に改め、同条第 3 号中「法」を「身障法」に改める。

第 7 条第 3 号中「法第 17 条の 8 第 1 項の規定による居宅支給決定」を「支援法第 25 条第 1 項の規定による支給決定」に改める。

第 8 条第 2 項中「法第 17 条の 4 第 2 項第 2 号の規定により定める基準により算定した額（法定代理受領（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 78 号）第 2 条第 7 号に規定する法定代理受領をいう。）の取扱いによらない場合にあっては、市長が法第 17 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により定める基準により算定した額）」を「支援法第 29 条第 3 項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同条第 1 項の特定費用を加算した額」に改め、同条第 3 項を削る。

第 2 条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 15 条とし、第 11 条を削り、第 10 条を第 14 条とし、第 9 条を第 13 条とする。



第 8 条中「第 5 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 7 条を第 11 条とし、第 4 条から第 6 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 4 条を加える。

( 指定管理者による管理 )

第 4 条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

( 指定管理者が行う業務 )

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

( 開館時間 )

第 6 条 センターの開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

( 休館日 )

第 7 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日( 前号に掲げる日を除く。 )

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の前の日までに、改正前の伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理人

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 18 号

### 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要介護者」を「要介護者等」に改め、「法第 7 条第 15 項の規定に基づき、認知症対応型共同生活介護事業」を「法第 8 条第 18 項の規定に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び法第 8 条の 2 第 17 項の規定に基づく介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「認知症対応型共同生活介護事業」という。）」に改める。

第 2 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 法による要介護度が要支援 2 及び要介護 1 から要介護 5 までの者

第 9 条見出し中「管理運営」を「業務」に、同条中「管理運営に関する」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市神社海の駅条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

## 伊勢市条例第 19 号

### 伊勢市神社海の駅条例

#### (設置)

第 1 条 宇治山田港湾及び勢田川の水運を生かした地域づくりの輪を広げ、市民が水と親しみ集い賑わう、伊勢の新たな魅力づくりのための拠点として、伊勢市神社海の駅（以下「駅舎」という。）を設置する。

#### (位置)

第 2 条 駅舎は、伊勢市神社港 68 番地 1 に置く。

#### (指定管理者による管理)

第 3 条 市長は、駅舎の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駅舎の管理を行わせるものとする。

#### (指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表第 1 及び別表第 2 に掲げる駅舎の利用の許可に関する業務
- (2) 駅舎の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駅舎の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

#### (開館時間)

第 5 条 駅舎の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

#### (休館日)

第 6 条 駅舎は、年中無休とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを休館することができる。

( 利用の許可 )

第7条 駅舎の施設、設備及び附属器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、この条例に基づく規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可について駅舎の管理上必要な条件を付することができる。

( 利用の制限 )

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 駅舎の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

( 利用許可の取消し等 )

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可を取り消し、又は施設等の利用を停止し、若しくは制限し、若しくは施設等の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 施設等の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により施設等の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用することができ



ない。

- 2 利用者は、施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 14 条 利用者は、施設及び設備器具の利用を終えたとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 15 条 利用者その他駅舎を利用する者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(指定管理者による管理の特例)

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、この条例施行後最初の指定管理者が指定され駅舎の管理を開始するまでの間、市長が駅舎を管理するものとする。

別表第 1（第 10 条関係）

駅舎施設利用料金

区分	1 時間当り	午前	午後	全日
		9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時
研修室	300 円	800 円	1,000 円	1,800 円
会議室 1	300 円	800 円	1,000 円	1,800 円
会議室 2	200 円	500 円	600 円	1,100 円

備考 利用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は利用時間が 1 時間未満であるときは、これを 1 時間とする。

別表第 2（第 10 条関係）

設備及び附属機器利用料金（冷暖房設備）

区分	金額（1 時間につき）
研修室、会議室 1 及び 2	200 円

備考 利用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又は利用時間が 1 時間未満であるときは、これを 1 時間とする。